

名義上の保有者の S 型個別口座取扱い条件の改正についてのロシア銀行理事会決定

ロシア銀行理事会は 2024 年 11 月 15 日以下に掲げる決定を採択した：

1. 2024 年 10 月 3 日付ロシア銀行理事会「名義上の保有者の S 型個別口座取扱い条件の設定」に以下の変更を加える：

1.1. 第 1 項第 1.1.2 号の「、証券集中保管機関に対して開設された」という文言を削除する。

1.2. 第 1 項の第 1.2 号を以下の文言に変更する：

「1.2. 名義上の保有者の S 型個別口座からは次に掲げるように有価証券が引き出される：

1.2.1. 名義上の保有者の S 型個別口座の閉鎖に係わるオペレーションを実施する際の、名義上の保有者の個別口座（名義上の保有者としての証券集中保管機関の個別口座）への振替のために；

1.2.2. 有価証券に対する権利の移転につながる、ロシア連邦大統領令にもとづいて与えられる許可にしたがって実行される取引（オペレーション）に係わる、別の名義上の保有者の S 型個別口座への振替のため、名義上の保有者としての自らの S 型個別口座から有価証券が引き出される預託機関によって、当該の許可が存在しその許可にしたがって取引（オペレーション）が実行される旨の証明（確約）が提出された場合に；

1.2.3. オペレーションの実行に有価証券に対する権利の移転が伴わない場合において、別の名義上の保有者の S 型個別口座への振替のために；

1.2.4. 有価証券に対する権利の移転につながる、ロシア連邦大統領令にもとづいて与えられる許可にしたがって実行される取引（オペレーション）に係わる決済完了後において、ただし当該取引（オペレーション）の結果として有価証券が S 型証券口座ではない証券口座に振り替えられる場合に、預託機関（証券集中保管機関）において開設された、有価証券がそこから引き出される名義上の保有者の S 型個別口座がそれに対して開設されたところの預託機関の名義上の保有者としての証券口座への振替のため、名義上の保有者の個別口座（名義上の保有者としての証券集中保管機関の個別口座）への振替のために；

1.2.5. 有価証券に対する権利がそこに登録される寄託者の S 型証券口座のステータスが、その寄託者の有価証券に対する権利が S 型証券口座に登録されるための事由の消滅を受けて、別の型の証券口座に変更されることに伴う、預託機関（証券集中保管機関）において開設された、有価証券がそこから引き出される名義上の保有者の S 型個別口座がそれに対して開設されたところの預託機関の名義上の保有者としての証券口座への振替のため、名義上の保有者の個別口座（名義上の保有者としての証券集中保管機関の個別口座）への振替のために；

1.2.6. 有価証券に対する権利がそこに登録される寄託者の S 型証券口座のステータスが、その寄託者の有価証券に対する権利が S 型証券口座に登録されるための事由の消滅を受けて、別の型の証券口座に変更されることに伴う、有価証券がそこから引き出される名義上の保有者の S 型個別口座がそれに対して開設されたところの預託機関の名義上の保有者としての個別口座への振込みのために；

1.2.7. 有価証券に対する権利が、包括承継によりある者から他の者へ移転する場合に、個別口座への振替に関連して；

1.2.8. 企業行為の実行に関連して；

1.2.9. 有価証券の発行（追加発行）の無効認定に関連して；

1.2.10. 当該の有価証券が、寄託者によって示された S 型証券口座の情報にもとづく、保護預かりプログラムの S 型証券口座へのものを含めた、振替のために、未確定の者の口座、あるいは当該の預託機関の寄託者によって指示された同人に対して開設された個別口座（受託者の個別口座を除く）、あるいは名義上の保有者の S 型個別口座に振り替えられることを条件として、保管契約の破棄、預託機関による保護預かり業務または名義上の保有者としての機能の終了に伴い；

1.2.11. 名義上の保有者の S 型個別口座に誤って振り込まれた有価証券を。」。

2. 本決定は、それが情報通信ネットワーク「インターネット」上のロシア銀行公式サイトに公開された日より適用する。